

中東諸国の法律・司法制度 ——イスラームにおける「国家」とその統治——

インテグラル法律事務所 弁護士 田中 民之

前回の本稿（2016年3月号掲載 [「スピノザを通して見るシャリーアの統治論」](#)）では、イスラームにおける「統治」を非ムスリムの哲学者であるスピノザの著作を通じて垣間見て、その中身は恐らくは我々の知っている「議会制民主主義」に近いものだろうと述べたが、これは言わばシャリーアによる内政面での統治についての考察であって、イスラームの統治の外政面（イスラーム国家と非イスラーム国家との関係や、イスラーム国家内の非イスラーム教徒の取扱いなど、イスラーム法学でいう「シヤル」に相当するもの）にまでは考察が及ばなかったもので、今回は別の政治思想家の著作を通じて、上記の点を含めたイスラームにおける国家統治を、もう一度見直してみることにしたい。前回と同様に今回も、研究者ではない私の素人談義となることをお許し頂ければ幸いである。

1. ジョン・ロックとその著作物について

今回検討対象として取り上げてみたのは、ジョン・ロックである。彼は、前回の本稿で取り上げたスピノザと同じ1632年に、イングランド王国南西部のサマセットで生まれている。没年は1704年でこれもスピノザと同じ年である。もっとも今回ロックを選んだ理由は、彼の生年や没年がスピノザと同じだからではなく、彼と同時代の政治哲学者であるトマス・ホッブスやジャン＝ジャク・ルソーに比べると、ロックは、自分が敬虔なクリスチャンであってその考え方の基本は「神の意思」や聖書にあることをその著作物の中で強調しているように思われたし、また、前二者の強調する「社会契約論」がかなり技巧的に過ぎているのに対して、ロックの説明はそれほどでもなくて、イスラームのウラマー達の理解を呼び易そうであると考えたからである。

ロックには多くの著作物があるが、本項で参照したのは、その中の「統治二論」（“Two Treatises of Government”）、特にその後編（“An Essay concerning the True Original, Extent, and End of Civil Government”）である。この本は1689年にロンドンで、匿名で出版されたが、ロックはそれが（内容よりも印刷の体裁、誤植などの点において）気に入らず、その後何度か作り直し、最後の第4版は、彼の死後友人の手によって1713年に出版されたとのことである。本項で参考とした文献は次のとおりである。

① 「市民政府論」(鵜飼信成訳, 1968年, 岩波書店)

これは, 上記した「統治二論」の内の後編のみを訳したもので, 訳者の「解説」が付いている。

② 「完訳統治二論」(加藤節訳, 2010年, 岩波書店)

これは「統治二論」の前編・後編の双方を含んでおり, ①と同様に, 訳者の「解説」が付いている。

③ 「ロック『市民政府論』を読む」(松下圭一著, 1987年, 岩波書店)

これは, 著者が行った「岩波市民セミナー」での上記①についての連続講義をまとめたものである。

2. ロックの考え方の基礎がキリスト教や聖書に置かれていることについて

前回の本稿でも述べたことであるが, イスラームでは旧約聖書や新約聖書をアッラーが啓示した啓典の一つとして, (ユダヤ教徒やキリスト教徒はそれを歪めて作ったとはいうものの) それなりに認めている。従って, 非ムスリムの思想家の著作を通じてシャリーアの統治を考える場合には, その思想家の宗教観や聖書に対する態度を検討し, それがイスラームのウラマー達に (認められるとまではいかななくても) 少なくとも拒絶されないものであることを確認しておく必要があるかと思われる。

この点については, 上記参考文献②の訳者による解説によれば, ロックは厳格なピューリタンの家庭に生まれ, 終生, 「神を取り去ることはすべてを解体することである」と考える敬虔なクリスチャンであり続けた, ということであるし, そのことは以下にお示しする彼の論述の仕方からも読み取れるように思われる。

例えば, 統治二論の前編は当時のイギリスの貴族で政治学者でもあった Sir Robert Filmerの王権神授説を, 旧約聖書を根拠として批判したものであるが, その主張は次のように展開されている (参考文献②の訳文による)。

「『神彼らを祝し, 神彼らに言いたまいけるは, 生めよ, 殖えよ, 地に満てよ, これに従わせよ, また, 海の魚と空の鳥と地に動くところのすべての生物とを治めよ』(『創世記』第1章28節)。Sir Robertはここから, 『アダムは, ここにおいてすべての被造物に対する統治権を与えられ, それによって, 全世界の王となった』との結論を引き出している。…しかしアダムが, 『創世記』第1章28節における贈与によって人間に対する権力を与えられたのではないことは, その節の言葉をよく考えてみればすぐに判明する。…神は, この世界の理性を持たない動物たちを作り, それらを棲む場所に依じて, 海の魚, 空の鳥, 地に生きる被造物の三種類に分類し, 更に最後のものを家畜, 野獣, 爬虫類に類別した後, 今度は, [『創世記』第1章] 26

節に記されているように、人間を造り、これに地上の世界を支配させることを考えた。…28節では、聖書の原文は、海の魚、空の鳥、地に動く生物と訳され、野獣と爬虫類とを意味する言葉で家畜を除く地上の被造物が言及されている。…神が、28節で、26節において意図したと言明したことを実行していることは確かなのだから、…神が、一人の人間に他の人間に対する支配権を、つまりアダムにその子孫に対するそれを与えたなどと曲解されるような意味（は、まったく含まれてはいない）…。」（「統治二論」前編第4章「神の贈与を根拠とする主権へのアダムの権原について」23～26）

筆者紹介

1960年3月京都大学法学部卒業、1960年4月～1972年7月外務省勤務（この間、中東諸国においても、研修及び勤務）。1978年3月弁護士登録（インテグラル法律事務所）。中東諸国等における渉外的契約および商事紛争に関する交渉および解決を主たる業務として、現在に至る。

本稿はロックの主張を紹介することが目的ではないので、引用はこの程度で止めるが、以上だけからでも彼が敬虔なクリスチャンであって、聖書の文言に忠実に従って自己の主張を証明しようとしていたことは、お判り頂けるかと思う。

またこのような彼の論述の進め方は、イスラーム法学者達がシャリーアの第一次的法源（コーランとスンナ）に基づいて法を解釈する際にイジュティハードをする態度と共通するところがあるように思われ、そのようなロックの著作であれば、ウラマー達も自分達の考えと通じるものがあると認めてくれるかと思うが、どうであろうか。

3. ロックの想定する国家について

本稿の主題であるイスラームの統治の外政面の検討に入る前に、ロックの想定する国家の概念を、「統治二論」の後編に基づいて確認しておこう。以下の訳文はいずれも参考文献①によるものである。

「人々が国家として結合し、政府のもとに服する大きなまたは主たる目的は、その所有（筆者注：この単語の原文は“property”である。この語については別途説明する）の維持にある。…自然状態にあっては、第一に、確立され、安定した、公知の法が欠けている。…第二に、一切の争いを確立した法に従って権威を以て判定すべき、公知の公平な裁判官が欠けている。…第三に、判決が正しい場合に、これを支持し、それを適当に執行する権力がしばしば欠けている。…そこで人々は、（自然状態において人が持っていた）彼自身とその他の人類の存続のために、彼が適当と考える一切のことをなす力と、…（その法に背いて犯された罪を）処罰する権力とを放棄して…（それを）社会の手に委ねる。…（ただし社会の権力は）自然状態

を危険かつ不安に陥れた三つの欠点に備えることにより、各人の所有 (property) を保障するものでなければならず、…共同体の力を用いるのは、国内にあってはこの法を執行する場合だけであり、国外に対しては外敵による加害を予防反撃し、共同体を侵略侵害より保障するためでなければならない。そうしてこれら一切は、ただ人民の平和安全および公共の福祉の目的だけに向けられるべきである。】(「統治二論」後編第9章「政治社会と政府の目的について」124~131)

上記は国家と政府の成立とその目的を説明したもので、そこで言う「自然状態」や「自然権の放棄」はかなりフィクション的である(もっとも、メイフラワー号でアメリカに渡った移住者達が「メイフラワー誓約書」を結んで、「新しく作られる公正で平等な法への服従と従順」を誓約したのは、この本の出版の少し前の1620年であるから、全くのフィクションとも言えない)が、これをイスラーム法学でいうジャーヒリーヤ時代とイスラームがもたらされた時代に置き換えれば、ウラマー達の理解を得ることができるのではないだろうか。

このようにロックは、国家と政府の成立の根拠を、人々が自然状態において有している自分の権利(「自然権」と呼んでも良いであろう)を他の者に信託することに求めるのであるが、信託は一つの契約であるから、信託された側(国家や政府)がその契約に違反したときは、その信託契約は無効になり、別の者に信託することができることになる、というのが理屈である。ロックはこれを認めて、以下のように説明している。

「市民社会は、それを構成している人々の間の平和状態であり、立法府は彼らの間に起る一切の紛争を終わらせるために設けられた審判で…あるから、国家の成員が統合し、一つの一貫した結合体に結集するのは、立法府の故である。…(立法府は人民の同意と任命によって与えられた権限に基づいて立法するのであり、)権限なしに法を作るとすれば、人民はこれに服従する義務はない。こういう場合には、人民は服従から解放され、自分で最もいいと信ずる新しい立法府を作っても良いのである。…人間が社会を取結ぶ理由は、その所有(property)の維持にある。…作られた法や規則が、社会のすべての成員の所有(property)を保護し、垣根をし、その社会のどの一部、どの一員といえども、これを支配しようとするれば誓約し、その権力に限界をおくということにある。…立法者が、人民の所有を奪い取り、破壊しようとする場合、…人民は服従する義務を免れ、神が人間を一切の実力暴力に対して身を守るため与えられたあの共通の隠れ場所に逃れてよいことになる。…この信任違反によって、彼らは、人民が…彼らに与えた権力を没収され(る)。…立法府一般についていったことは、最高の執行権者についても当てはまる。」(「統治二論」後編第9章「政府の解体について」212, 222)

イスラームの歴史の中で、市民革命的な性格を持つ為政者の交替があったか否かは別として、為政者の統治方法がシャリーアに反するとして異を唱えた者が（ウラマーをも含めて）多数いたことには間違いはない。従って、上記のロックの抵抗権、革命権についての考えがウラマー達から特に問題視されることはないかと思う。

4. ロックの用いる“property”という用語について

ところで、上記3. で引用した箇所「所有（property）」という単語が幾つか出てきているが、ロックはこの概念を重要視しており、「統治二論」の後編の中に「“property”について」という独立した節を置いて、その中で、神は世界を人間に共有物として与えたという点を強調しているが、その論述の中には本稿の主題に関連する点も多いので、ここで、この用語についての説明を加えておく。以下に示す訳文は、参考文献②によるものである。

「人間に世界を共有物として与えた神は、また、彼らに、世界を生活の最大の利益と便宜とになるように利用するための理性をも与えた。大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられたのである。（これらの物は）…人類に共有物として帰属し、（それらが自然状態にある限り）それらに対して、何人も他人を排除する私的な支配権を本来的にもちえない。しかし、それらは人間が利用するために与えられたのだから、…何らかの方法でそれらを専有する手段が必ずやあるに違いない。…人は誰でも、自分自身の体に対する固有権（property）をもつ。…彼の身体の労働と手の働きとは、彼に固有のものである。従って、自然が供給し…たものから彼が取り出すものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである。…労働は労働した人間の疑い得ない所有物であって、少なくとも、共有物として他人にも十分な善きものが残されている場合には、ひとたび労働が付け加えられたものに対する権利を、彼以外の誰ももつことはできない。」（「統治二論」後編第5章「所有権について」26, 27）

“property”という単語は一般的には、「物としての財産、または物に対する使用・収益・処分等の権利としての財産権で、狭義では所有権」を意味する法律用語である（研究社・英米法辞典）が、ロックは、「統治二論」の後編では、この用語を「資産や財産だけではなく、より広く、人間の身体に関わる生命や健康、人格に関わる事由までを包摂する」との意味で使用しており、このために参考文献②では、後者の、人間の人格にまで関わる場合には、（参考文献③の著者の提案を受けて）“property”を「固有権」と訳している（以上、

参考文献②の訳者の注記による)。

ロックがこのように“property”に通常より広い意味を与えて重要視したのは、上記2.で引用した箇所でも述べられているように、神は人間を、地上の世界を支配させるために作ったのであるから、「神の作品」たる人間は（神のこの目的を達成するために）自分自身を維持する義務を負っており、そのためには、単なる財産権より広い“property”権を持つ必要があると考えたからである。資本主義と貨幣経済の下ではそれは富の不平等をもたらすという懸念は（将来の問題として）残るけれども、ロックのこのような考え方自体には、ウラマー達にも異論はないのではないだろうか。

5. イスラームの統治の外政面について

それでは、本項の検討対象であるイスラーム国家と非イスラーム国家との関係やイスラーム国家内の非イスラーム教徒の取扱いなど、イスラーム法学で一般に「シヤル」と呼ばれている分野について考えてみることにしよう。なお、シヤル（ならびに、その基本的構成概念である「ダール・ル・イスラーム」や「ダール・ル・ハルブ」など）については2014年10/11月号の本稿（副題：[「国際法とシャリーア」](#)）で説明しているので、それをご参照頂きたい。

イスラーム法学で「シヤル」という用語が見られるようになったのは、アッバース朝が安定期に入った第二代カリフ・マンスール（在位西暦754～775年）の時代である（Majid Khadduri著：“The Islamic Law of Nations - Shaybaanii’s Siyar”, Johns Hopkins Pressによる。以下の説明も同書によっている）。その中でもよく知られているのが、アブー・ハニーファ（イスラーム法学のハナフィー派の創始者・名祖）の講義をその弟子のシャイバーニーが書き取り、加筆整理したもので、極めて大雑把にその対象事項を整理すると、次のようになる。

- (1) イスラーム法（シャリーア）が支配する地域（ダール・ル・イスラーム）とそれ以外の地域（ダール・ル・ハルブ）の区分けとその関係（戦時と平時）
- (2) ダール・ル・イスラームにおける：
 - ① ジンミー（非ムスリムの庇護民）の地位、取扱い
 - ② イスラームの棄教者、背教者、反乱者の地位、処罰
- (3) 戦争の際に取得した敵の財産の分配方法

これらの事項のうち、本項で検討対象とするのは(1)と(2)であるが、ムスリムではないロックが、イスラーム国家と非イスラーム国家との区分けだとか、イスラーム国家内の非イスラーム教徒の地位だとかについて述べるわけではないので、以下では、国家と国家の関係

や一国内での外国人の地位や権利などについてロックが述べているところを見ていくことにする。以下の訳文はいずれも参考文献①によるものである。

A. 国家と国家の関係

ロックは、国家と国家との関係の平時の関係については特に論究はしていない。論じられているのは、戦争や侵略の場合である。

「戦争状態は、敵意と破壊との状態である。…私は自分には破壊の脅威を与えるものを破壊する権利が合理的であり、また正当である以上、それをもたざるを得ない。というのは、基本的自然法によると、ひとはでき得る限り生存を維持されなければならないが、もしすべての者の存続は不可能であるとするならば、罪なきものの安全が何よりも望ましいからである。…それ故、他の者を自己の絶対権力の下におこうと試みる者は、これによって自分自身を、その者との戦争状態におくのである。…人間相互の間を裁判する権限をもった共通の上級者…がないところでは、…私の生存維持のために作られた法は、…私の生命を当面の暴力から保護するために…私の自衛を認めるし、…侵害者を殺す自由を許す。」（「統治二論」後編第3章「戦争状態について」16～17）

「不正に他人の権利を侵略する侵略者は、そのような不正な戦争によっては、決して被征服者に対して権利をもつようになるものではない。…しかし被征服者は…この地上に訴えるべき裁判所も、調停者ももたない。…彼らは（旧約聖書の土師記の）エフタがしたように、天に向って訴えるであろう。…天はいつわることのできぬ法廷で答え、同胞に対してひきおこされた損害のたかに応じて、すべての者にその罪の報いを与える。それ故…不正な戦争で征服する者は、それによって被征服者の従属と服従を要求する何らの権原をも得るものではない。…すべての人は生まれながらに、二重の権利をもっている。第一は、自分の身体に対する自由権であり、…第二は、彼の父親の財産を相続する権利である。…第一のものによって、人は、生来、どんな政府への服従からも自由である。…次に第二の権利によって、（征服された人々の子孫は）その祖先の財産に対する権利を保有している。…（従って彼らは、自らが）進んで、また選択して同意するような政体の下に支配者が彼らをおくようにし得る。ギリシャのクリスチャンは、その国の古い所有者の子孫であるが、トルコのくびきを正当にも投げすてることができるのだ。…政府…は、その政府に同意しなかった人民が政府に服従することを、要求する権利を持つものではない。」（同上第16章「征服について」176, 190～192）

以上は要するに、戦争には ① 自衛のための戦争と、② 征服（侵略）のための戦争とがあり、前者は合法だが、後者は不法である、ただし、②に該当する戦争の不法をとがめる手段は、神への祈りを除いては、存在しない、ということであろう。

イスラームの歴史では、ウンマ（イスラーム共同体）を防衛するための戦争と、イスラームの教えを広げるための戦いがあり、前者は上記の①に該当する（合法的である）であろうから問題なしとして、後者は、（これを征服のための戦争と見做すのではイスラームの否定になるから）難しいところである。もっとも、イスラーム法学者の大多数は「力によるイスラームの押し付け」を否定しているので、この問題を歴史上の問題にとどめておけば、合法的な戦争と不法な戦争という上記のロックの見解に、ウラマー達があくまでも反対するということはないのではなかろうか。

B. 外国人の権利・義務等

「統治二論」には外国人一般の地位や国法上の取扱いなどを特に取り上げて記述した箇所はないが、ロックが外国人に対しても「人」としての権利を認めていたことは、間違いがないであろう。ここでは、国の領土の領有権については触れている箇所と、アメリカの先住民の権利や義務について触れた箇所とをご紹介して、それを通じて考えてみたい。以下の訳文はいずれも参考文献①によるものである。

なお、シヤルではアラビア語で「ジンミー」と呼ぶ非ムスリムの庇護民達（当初は啓典の民であるユダヤ教徒とキリスト教徒のみであったが、次第にゾロアスター教徒などをも含むようになった）の地位や取扱い（権利・義務）についても定めているが、当然のことながらロックは、そのような点については論究していない。

「人間は、最初は…自然が彼らの需要に応じて提供するものでだいたい満足していた。しかし後には…人口と家畜が増加し、貨幣が使用されるようになった結果として、土地が乏しくなった（ので、）若干の共同体では自分たちの明確な領土の境界を定め、…私人の所有権を規律し、…明示的または黙示的に他の国の所有に属する土地に対する一切の権利の主張を放棄し、…地球の各々の部分について、相互間に所有権を確定した。」（「統治二論」後編第5章「所有権について」45）

「アメリカの諸民族…は土地は豊富に持っているが、その生活に愉楽を与えるものはすべて貧弱である。自然は彼らに、他のどの国民にも劣らぬほど豊富な資源…を豊かに生産することのできる肥沃な土地を与えた。しかるにそれを労働によって改良することをしなかったため、われわれの享受している利便の百分の一もっていない。…アメリカは、国土の割には住民が少ない。そうして人口と貨幣との欠乏のため土地所有を拡大しようとする誘惑や土地の範囲に関する争いが決して生じなかつ

た頃のアジア、ヨーロッパでの型を依然として呈している。」(同書同章41, 同書第8章「政治社会の発生について」108)

以上要するにロックは、アジアやヨーロッパの諸国はいずれも(現在では)明確な領土と国境を確立しているが、アメリカは未だになお初期の自然状態に留まっていて、明確な領土と国境を確立していない(から、外国人もその土地を利用することができる)、と述べているのである。その論拠は、上記4で述べたところの、土地は神が人間に共有物として与えた物の一つであるが、労働(特に農業労働)が加えられたときは、特定の人(または社会)の所有物となるというところにある。

この論法は、イギリスをはじめとするヨーロッパの諸国による南北アメリカ大陸の植民地化(と言って悪ければ、入植による領土拡張)を正当化するもので、問題があると言わざるを得ないが、前述したイスラームの教えを広げるための戦いの場合と同様に、歴史上の問題にとどめてしまうことも許されよう。

そうであるとする、ここでもウラマー達はこのようなロックの論述を、17世紀の政治哲学者の一つの考え方という限界は置くかもしれないが、理解し、受容するのではないかと思われる。

以上、ロックがその主たる著作物である「統治二論」で述べているところに基づいて、「国家」とその統治に関する彼の考え方をご紹介し、かつそれが、大多数の良心あるウラマー達がシャリーア法学の伝統に依拠して考えているであろう「国家統治のあり方」と大差がないのではなかろうかとの、私なりの結論を述べてみた。

ロックのこの考え方は、その後アメリカの独立宣言やフランス革命の土台となり、現代の多数の諸国の憲法にも取り入れられており、その意味で普遍性のあるものである。その後の世界は、資本主義や貨幣経済の世界規模での拡大と、国民国家が本来的に内包する閉鎖性、自国中心的性質によってもたらされた緊張状態から免れえず、ロックが本来描いていたであろうものからはかけ離れた状態にあるかもしれないが、いずれにしても、上記のロックの考えたあるべき統治の方法は、ウラマー達の大多数(ひいては、敬虔なムスリムの大多数)によって、シャリーアに基づくイスラームの統治のあり方にほぼ等しいものとして認められるのではないだろうか。

“Islamic State”を含むごく一部の過激派ムスリム達が唱える、明らかに非人道的な統治は、決してイスラームの統治ではない。中東やアラブ地域の安定のためには、スピノザやロックが示した統治方法に通じる、本来あるべきイスラームの統治のあり方を、イスラームのウラマー達が一刻も早く、かつ明確に示すことが必要である。

とは言っても、スピノザの「神学・政治論」の出版は1670年、ロックの「統治二論」の

第4版の出版は1713年であるのに対して、アメリカの独立宣言は1776年、フランス革命は1789年で、そこには半世紀から1世紀に及ぶ時間の経過がある。我々としては、せめてその半分の期間内に、本来あるべきイスラームの統治がイスラーム世界に実現することを祈るしかないのかもしれない。

*本稿の内容は執筆者の個人的見解であり、中東協力センターとしての見解でないことをお断りします。